

日本の力を、世界のために。

Supporting Your Global Challenges



脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開 等の支援について

株式会社 国際協力銀行 インフラ・環境ファイナンス部門
電力・新エネルギー第2部 地球環境ユニット

2021年2月26日

1 国際協力銀行（JBIC）組織概要

2 脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開等の支援について

(1) ポストコロナ成長ファシリティの創設

(2) ポストコロナ成長ファシリティ（脱炭素W・強靱化W）の概要

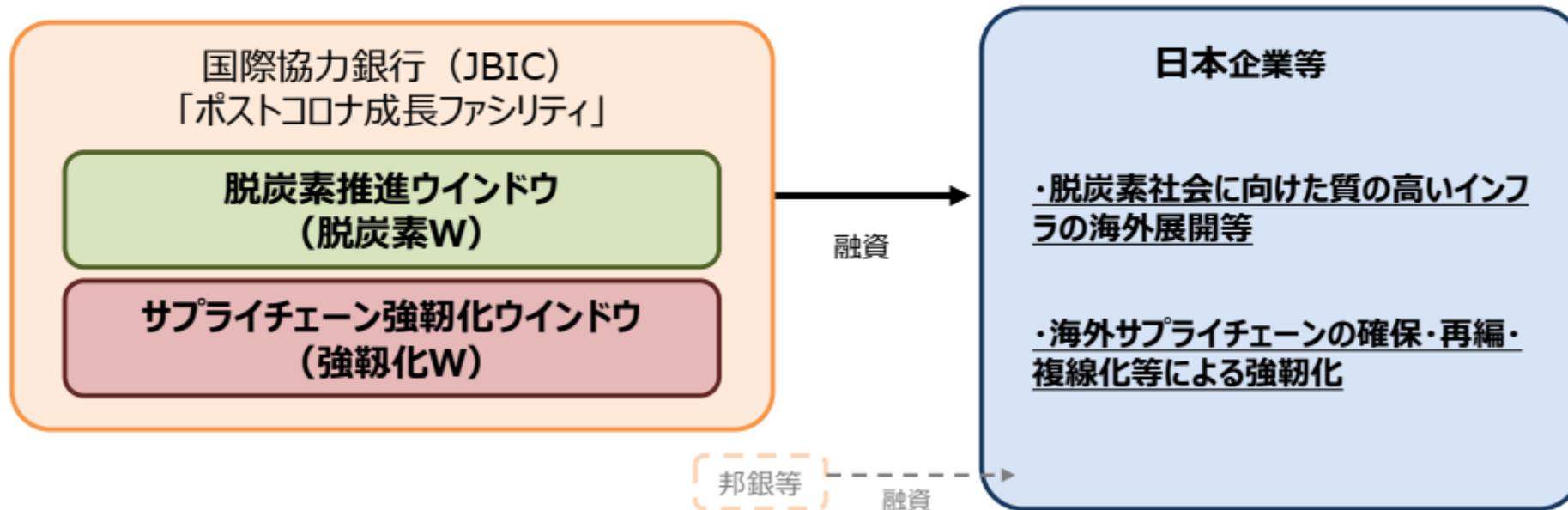
(3) 脱炭素Wの対象案件

(4) 最近の地球環境保全業務（GREEN）案件の事例

| | |
|----------------|--|
| 名称 | 株式会社国際協力銀行 (英文名: Japan Bank for International Cooperation : JBIC) |
| 所在地 | 本店: 東京都千代田区大手町1-4-1 大阪支店: 大阪府大阪市北区梅田二丁目2番22号 ハービスENTオフィスタワー23階 |
| 資本金 | 1兆8,838億円 (日本政府が全株式保有) (2020年3月31日現在) |
| 出融資残高 | 13兆5,370億円 (2020年3月31日現在) |
| 保証残高 | 2兆1,209億円 (2020年3月31日現在) |
| JBICの ミッション | JBICは、日本および国際経済社会の健全な発展に寄与するため、一般の金融機関が行う金融を補完しつつ、以下の分野の業務を行う。 1. 日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進 2. 日本の産業の国際競争力の維持および向上 3. 地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進 4. 国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処 |
| 海外ネットワーク | 17駐在員事務所 (2021年2月現在) : 北京、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニューデリー、モスクワ、ロンドン、パリ、イスタンブール、ドバイ、ニューヨーク、ワシントン、ブエノスアイレス、メキシコシティー、リオデジャネイロ |

(1) ポストコロナ成長ファシリティの創設

- 2020年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設。
- 日本企業による、①脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、②サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化、を支援。



(注) 「成長投資ファシリティ（～2021年6月末）」の「質高インフラ環境成長ウインドウ」と「海外展開支援ウインドウ」は新ファシリティ創設に伴い廃止。「新型コロナ緊急対応ウインドウ」は2021年6月末まで継続。

(注) 財務省において、新ファシリティの創設にあわせ、先進国向け事業制限の適用除外を2022年6月末まで延長する告示を公示。

- (1) 名称：ポストコロナ成長ファシリティ／Post-COVID-19 Growth Facility
- (2) 趣旨・目的：外為特会を活用したJBICの融資により、日本企業によるポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図る。
- (3) ファシリティの構成：
 - ・脱炭素推進ウインドウ(脱炭素W)：脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動を支援
 - ・サプライチェーン強靱化ウインドウ（強靱化W）：サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援
- (4) 対象通貨：米ドル、ユーロ、円、その他通貨
- (5) 金利条件：ベース金利・政策スプレッド・リスクプレミアム等
- (6) 融資割合：通常案件に準ずる
- (7) 契約調印期限：**2022年6月30日**
- (8) ポイント：
 - 脱炭素W：成長投資ファシリティの「質高インフラ環境成長ウインドウ」を再編・強化し、資源ミッションに基づく輸入金融・投資金融（地球環境保全に資する非化石エネルギー源（水素、バイオマスに由来する燃料等）を対象とする案件に限る）を支援対象に追加。
 - 強靱化W：成長投資ファシリティの「海外展開支援ウインドウ」を再編・強化し、国際競争力ミッションに基づく事業開発等金融（日本企業のサプライチェーンを構成する調達先や販売網等の海外事業者を支援する案件に限る）を支援対象に追加。

(3) 脱炭素Wの対象案件

輸出・輸入・投資・事業開発等金融・出資による以下の案件（緊急Wの対象案件を除く）（※）。

(1) 地球環境保全に資する案件（地球環境保全ミッション・国際競争力ミッション・資源ミッション）

➡ 地球環境保全ミッション・国際競争力ミッションの例：

再エネ案件（風力発電、太陽光発電等）、省エネ案件（ガスコンバインドサイクル発電等）、
その他案件（廃棄物処理等）等

➡ 資源ミッションの例：

水素・バイオマス燃料案件（海外における権益取得（製造/販売事業への出資）、日本への引取等）

(2) 地球環境保全に資する技術の獲得を主たる目的とするM&A案件（国際競争力ミッション）

例：再エネ・省エネ等の技術を有する外国法人に対する、当該技術獲得を主たる目的としたM&A案件

(※) 輸出・出資案件は外為特会からの米ドル借入対象外（通常案件と同様の金利条件で実施）。



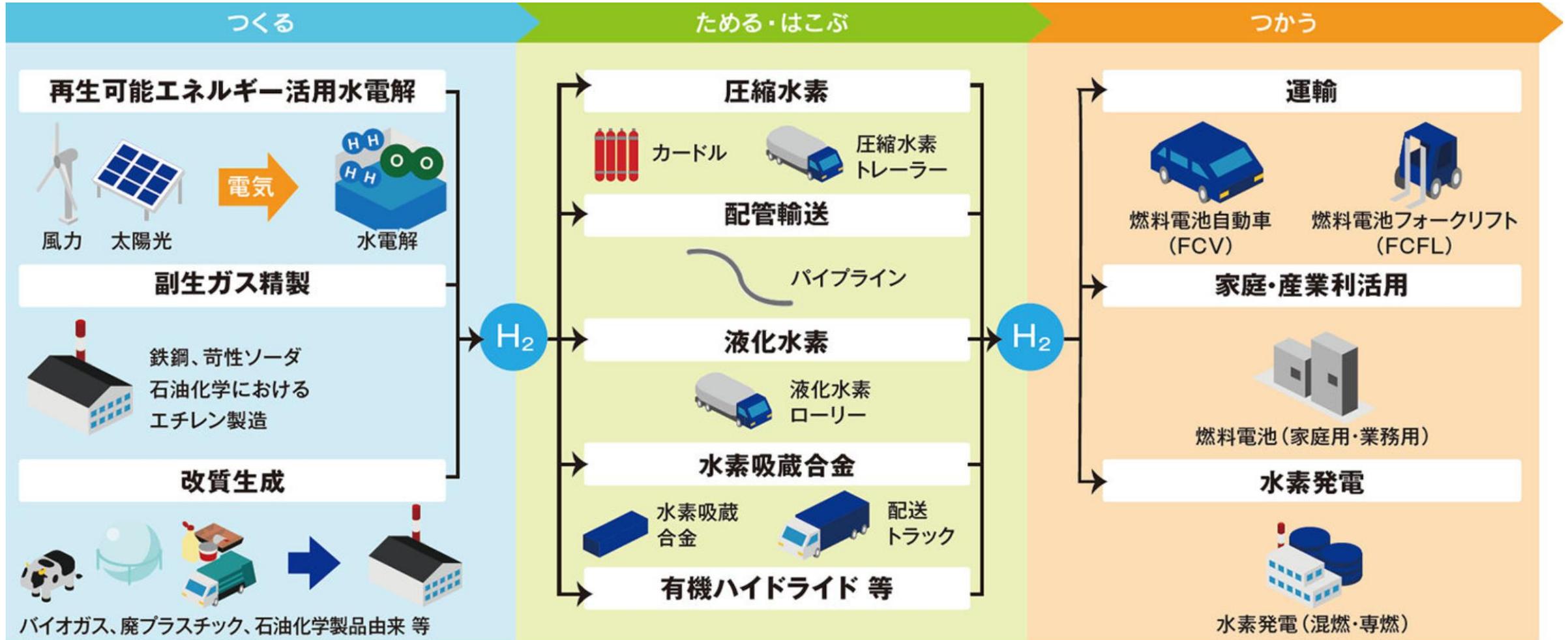
英国での洋上風力発電（18年11月契約調印）



スウェーデンでの廃棄物処理事業（19年3月契約調印）

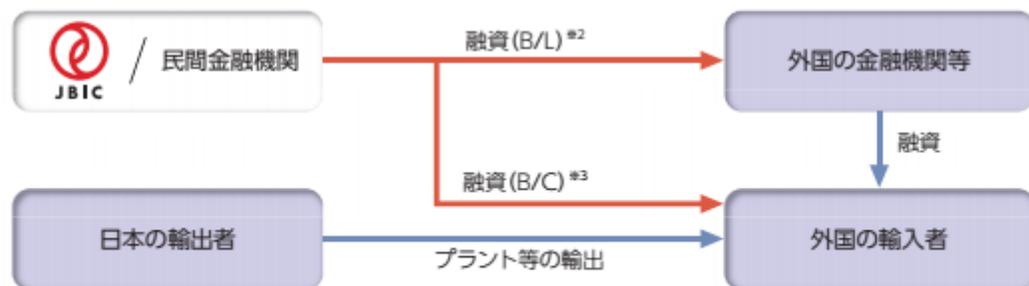
【主な対象分野】

| | | |
|---------------------|----------------------|---|
| エネルギー供給 (発電・熱供給) | 再生可能エネルギー | ・太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、水力発電等 ・必要不可欠な設備・機器等 |
| | その他省エネルギー | ・ガス火力発電、コージェネ、廃棄物利用発電、燃料電池等 ・必要不可欠な設備・機器等 |
| エネルギー需要 | 各産業分野における省エネルギー設備・機器 | ・高効率化設備・技術等 ・排熱・排ガスの利用等 |
| グリーン イノベーション | スマートエナジー | ・スマートグリッド等 ・蓄電池等 |
| | グリーンモビリティ | ・モーダルシフト（都市間交通を含む） ・次世代モビリティ（電気自動車、電動船等） |
| | スマートシティ | ・地域等のエネルギー管理システム、省エネ家電等 |
| その他地球環境保全 | | ・メタン、フロン等回収 ・二酸化炭素吸収 ・大気汚染防止（脱硫・脱硝機器等） ・水供給・水質汚染防止 ・廃棄物処理（リサイクルを含む） ・水素の製造・輸送・供給・利用等 |



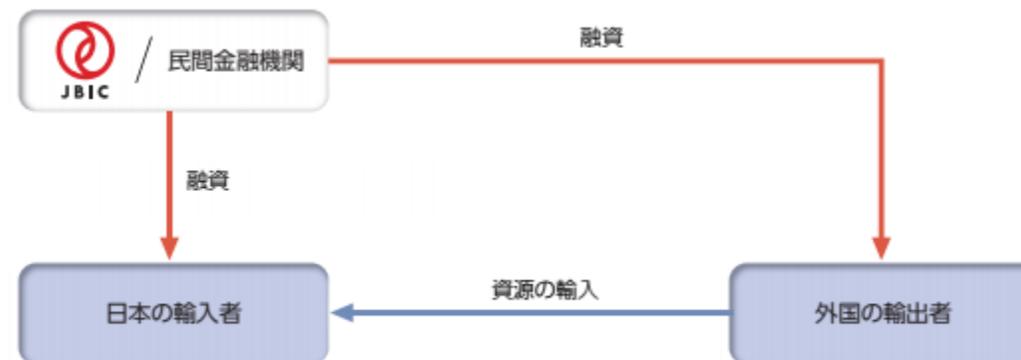
出所：環境省「脱炭素化に向けた水素サプライチェーン・プラットフォーム」

日本企業が物やサービスの輸出を行う場合：輸出金融



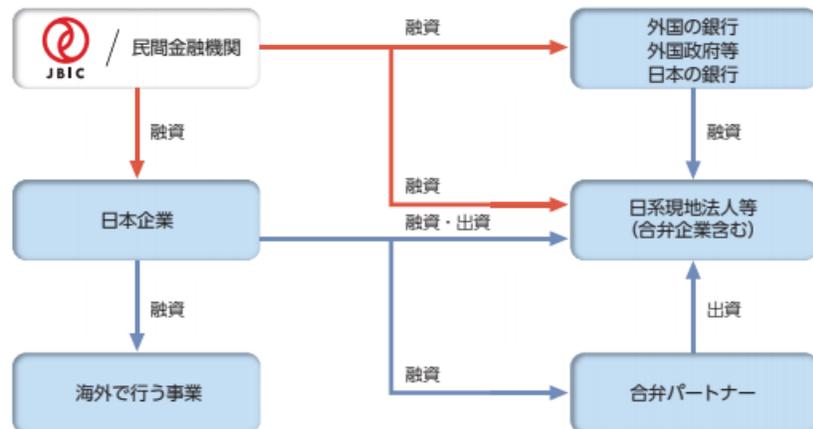
※2：外国の金融機関に対する融資（バンクローン（B/L））
 ※3：外国の輸入者に対する融資（バイヤーズ・クレジット（B/C））

日本企業が資源等、重要物資の輸入を行う場合：輸入金融



対象：地球環境保全に資する非化石エネルギー源
 （水素、バイオマスに由来する燃料等）

日本企業が投資する場合：投資金融



日本企業の関与が確定していない場合：事業開発等金融



(4) 最近の地球環境保全業務（GREEN）案件の事例 NTPC（インド国営火力発電公社）向けGREEN（2020年10月承諾）

| | | |
|-------|--|---|
| 融資総額 | 500億円 - JBIC：300億円 - 協調融資銀行：200億円 |  |
| 借入人 | NTPC（インド国営火力発電公社） | |
| 金融種類 | 事業開発等金融（地球環境保全業務（GREEN）） | |
| 資金使途 | NTPCがインドにおいて実施する 太陽光発電事業 及び 環境装置設置事業 に必要な資金 | |
| 意義・目的 | <ul style="list-style-type: none"> □ 電源構成に占める石炭火力の割合が高く、大気汚染対策が喫緊の課題であるインドにおいて、インド政府が進める発電所への環境装置導入及び再生可能エネルギーの開発をファイナンス面から支援するもの。 □ 借入人たるNTPCはインド最大の国営発電公社であり、環境改善事業に大きな影響を有しているところ、本案件は、インド政府及びNTPCが進める地球環境保全に貢献する取り組みを支援する意義が認められる。 | |

(2020年10月28日 融資契約調印式)

【連絡先】

株式会社 国際協力銀行 (JBIC)

インフラ・環境ファイナンス部門

電力・新エネルギー第2部 地球環境ユニット 田中

Tel : 03-5218-3667

Mail : y-tanaka@jbic.go.jp

当資料は株式会社国際協力銀行が情報提供のみを目的として作成したものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。ここに記載されているデータ、意見などは株式会社国際協力銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、株式会社国際協力銀行はその正確性、確実性を保証するものではありません。また、ここに記載された内容は、事前連絡なしに変更されることがあります。株式会社国際協力銀行は、当資料の利用又は利用ができないことにより生じる、あるいは関連する、過失をも含むいかなる損害、あらゆる損失、直接的、間接的、付随的、特別的、あるいは結果的な損害、費用あるいは損失について法的責任を負いません。